

事業基盤強化設備の取得価額等に関する明細書

|             |             |             |             |     |     |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| 連<br>事<br>年 | 結<br>業<br>度 | ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・ | 法人名 | ( ) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|

別表六の二(八)付表 平十五・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

○平成15年改正前の措置法第68条の12第2項若しくは第3項(事業化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合にもこの表を使用します。

|   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 措法第68条の12第1項各号の該当号<br>(旧措法第68条の12第1項各号の該当号) |   | 1  | 第 | 号 | 第 | 号 | 第 | 号 | 第 | 号 |
| 事業種目  |   | 2  |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 資<br>産                                      | 種<br>類  | 3  |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   | 設<br>備<br>の<br>名<br>称   | 4  |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 区<br>分                                      | 取<br>得<br>又<br>は<br>賃<br>借<br>の<br>年<br>月<br>日  | 5  | 平 | ・ | ・ | 平 | ・ | ・ | 平 | ・ |
|   | 事<br>業<br>の<br>用<br>に<br>供<br>し<br>た<br>年<br>月<br>日   | 6  | 平 | ・ | ・ | 平 | ・ | ・ | 平 | ・ |
| 取<br>得<br>価<br>額                            | 取<br>得<br>価<br>額<br>又<br>は<br>製<br>作<br>価<br>額  | 7  |   |   | 円 |   |   | 円 |   |   |
|   | 法<br>人<br>税<br>法<br>上<br>の<br>圧<br>縮<br>記<br>帳<br>に<br>よ<br>る<br>引<br>当<br>金<br>又<br>は<br>積<br>立<br>金<br>計<br>上<br>額                                  | 8  |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   | 差<br>引<br>改<br>定<br>取<br>得<br>価<br>額<br>$((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{35 \text{又は} 50}{100}$   | 9  |   |   |   |   |   |   |   |   |
| リ<br>ー<br>ス<br>費<br>用                       | リ<br>ー<br>ス<br>料<br>(<br>月<br>額<br>)  | 10 |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   | リ<br>ー<br>ス<br>契<br>約<br>期<br>間<br>の<br>月<br>数  | 11 |   |   | 月 |   |   | 月 |   | 月 |
|   | リ<br>ー<br>ス<br>費<br>用<br>の<br>総<br>額  | 12 |   |   | 円 |   |   | 円 |   | 円 |
|   | 改<br>定<br>リ<br>ー<br>ス<br>費<br>用<br>の<br>総<br>額<br>$((12) \times \frac{60}{100})$ 又は $((12) \times \frac{60}{100} \times \frac{35 \text{又は} 50}{100})$ | 13 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 機<br>械<br>設<br>備<br>等<br>の<br>概<br>要        |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |

## 別表六の二（八）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の12第2項若しくは第3項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は平成15年改正前の措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第68条の11第2項若しくは第3項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）若しくは第68条の12第2項若しくは第3項（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「措置法第68条の12第1項各号の該当号（旧措置法第68条の12第1項各号の該当号）1」の空欄には、その事業基盤強化設備又は事業化設備等の該当号を記載します。

なお、平成15年旧措置法第68条の11第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には、同欄の上段に「（旧法第68条の11）」と、平成15年旧措置法第68条の12第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合には「（旧法第68条の12）」と記載します。
- 3 「事業種目2」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 4 「種類3」及び「設備の名称4」には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称又は事業化設備等の耐用年数省令別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 5 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額8」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 6 「差引改定取得価額9」及び「改定リース費用の総額13」は、次の場合に応じ次により記載します。
  - (1) 措置法第68条の12第1項第3号に規定する大規模連結法人又は平成15年旧措置法第68条の11第1項（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却）に規定する大規模な連結法人（以下「大規模な連結法人」といいます。）が措置法第68条の12第1項第3号又は平成15年旧措置法第68条の11第1項第4号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合（ $((7) - (8)) \times \frac{35}{100}$ ）相当額又は $((12) \times \frac{60}{100} \times \frac{35}{100}$ ）相当額
  - (2) 大規模な連結法人が平成15年旧措置法第68条の11第1項第3号に定める資産を取得若しくは製作又は賃借する場合（ $((7) - (8)) \times \frac{50}{100}$ ）相当額又は $((12) \times \frac{60}{100} \times \frac{50}{100}$ ）相当額
  - (3) 上記(1)及び(2)以外の場合（ $(7) - (8)$ ）又は $((12) \times \frac{60}{100})$ 相当額
- 7 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 8 「リース費用の総額12」には、事業基盤強化設備又は事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備又は設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 9 「機械設備等の概要」には、連結法人が措置法第68条の12第1項若しくは平成15年旧措置法第68条の11第1項に規定する特定中小連結親法人等若しくは特定中小連結子法人等又は平成15年旧措置法第68条の12第1項に規定する特別中小連結親法人若しくは特別中小連結子法人に該当すること及びその機械設備等が事業基盤強化設備又は事業化設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。